

2017年10月23日

今治市長 菅良二 様

今治市民ネットワーク

今治市大学設置事業専門委員「連絡会」を市民が傍聴し、会議録の公開を求め、さらに相応しい付属機関に改善を求める要望書

はじめに

2017年10月23日に、「今治市大学設置事業専門委員（第3者機関）の設置及び第1回連絡会」が開催されると聞きました。

私たちは、住民自治に基づく行政運営の構成員である今治市民です。したがって、いわゆる加計学園の獣医学部新設にかかわる今治市の行政運営に直接ないし間接的にかかわる義務と権利を有していることを前提に、以下の理由により「今治市大学設置事業専門委員」及び「今治市大学設置事業委員規程」を改善することを要望し、併せてさらに相応しい地方自治法138条の4の法律が定めるところの「付属機関」の設置を要望します。

問題点

今治市は加計学園へ土地の無償譲渡を含め、市財133億円を投じようとしています。

今治市が作成していた建設費等の資料の数字等のデータについては加計から出された数値であることを係長は認めています。

今治市はその金額の適否については検証ができず、加計学園の言い値を根拠にしていたにすぎませんでした。本年4月11日の説明会以降、市は市民の質問に正面から答えることはできていません。

この度、今治市は今治市大学設置事業専門委員（以下、専門委員）を設置するとしています。10月20日の秋山課長によると設置目的は市民の疑問に答えるためであり、その職務は(1)校舎建設費、(2)備品等の費用(3)土地の無償譲渡、96億円の補助金等であり、独任制の委員に助言を求める。専門的な委員の知見を求めるが、しかし市民・報道には非公開であり、最終の結果のみを公開するといっています。その理由は開示できない資料を委員が見るからだ、と述べました。数度の「連絡会」傍聴の求めは頑なに拒絶されました。

専門委員は地方自治法第 174 条（以下、法）に基づいて設置しています。
以下順次、今治市大学設置事業専門委員規程（以下、規程）を見ていきます。

規程第 2 条は「専門的見地からの助言」と規定しています。

法は専門委員を「その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する」と規定し、その職務は市長の補助機関として特定事項の調査を行うとします。また専門委員は、直接の調査機能としての意味合いから合議制を取りません。

市長は専門委員の校舎建設費、備品等の費用、補助金等に関する調査研究の結果を加計獣医学部建設等に活用することになります。

専門委員の独任制は、形式的になる可能性、民意の反映の困難さ、高度な専門技術的判断には不適切、極端に利害が対立した状況での利害調節には不適切などの短所を持ち、熟慮より迅速性優先の場合に効果的と言います。加計への補助金支出優先には適し、市民の根深い疑問に答えるには不適切な形態でしょう。

規程第 4 条第 2 項は「市長が認めたとき」に委員の「解職」を規定しています。これは市長が委嘱した専門委員の調査研究の結果が市長の望むものでない場合には「任期中であってもその職を解」き、調査研究の結果を消滅させる仕掛けなのでしょう。それ以外に本 2 項の存在理由を見つけれられません。

規程第 5 条で「調査の過程で取得した一切の情報」を生涯にわたって守秘義務を課しています。守秘すべき情報資料は㊦の印を押しておけばよいのです。委員に㊦の範囲を示さず、その委員に生涯の守秘義務を課することについては人権的配慮の欠落条文ではないでしょうか。今治市は守秘義務理由を、委員に開示できない資料を見せるからだと言います。㊦書類には㊦印で限定対応すべきです。

本条文は市民に対して、全て闇から闇に処理をする宣言文であるといえるでしょう。

規程第 6 条は専門委員の中から市長が指名した座長に連絡会を仕切らせます。

規程に存在しない「事務局」を今治市企画課が担当すると言います。愛媛県企画振興部地域振興局地域政策課がオブザーバーとして参加することになっています。政府、市の文書等によれば 2015 年 4 月 2 日首相官邸訪問以降、両者は加計獣医学部新設を目的的に前のめりに進めてきた組織です。

この第 6 条に至ると専門委員の「独任制」は消滅してしまいます。すでに事務局の根回しで、連絡会に参加する 5 人の（独任制）専門委員は 10 月 23 日の連絡会非公開に同意して「合意」させられているというのです。

同条の 5 には専門委員でなくても市長が「必要と認める者」を出席させて発

言させる仕組みを埋め込んでいます。ここに至っては法が定める独任制の「専門委員」からかけ離れ、市長の恣意的合議機関に変貌している感を否めません。

規程第 6 条が全体の公開性を高める目的で「連絡会」を設け傍聴等可視化をするためのものであればその意義は理解できます。

以上、規程を見て来ましたが、本規程第 2 条の専門委員の職務の校舎建設費、備品等の費用、土地の無償譲渡並びに 96 億円の補助金等を真に市民に説明するための調査であるのならば、市民に全面的に開かれた調査委託、調査研究結果、その過程、連絡会の透明化こそが重要です。

本規定第 6 条の存在もさることながら、加えて専門委員に関する大きな疑念を抱かせるものがあります。

企画財政部長の「国家戦略特区特別委員会議員各位」に宛てた標題「今治市大学設置事業専門委員（第三者機関）の設置及び第 1 回連絡会の記載について」の文書です。

その一 標題の専門委員を第三者機関と呼ぶ不自然さです。

専門委員の身分は特別職に属する地方公務員であり、市長の補助機関なのであって決して第三者機関ではありません。市長を補助する専門委員なのです。

その二 「連絡会」の意図を正直に「会議」と述べています。合議制を取らない市の直接の調査機関である「連絡会」を「合議制」の会議と述べていることです。秋山課長が述べた専門委員の独任制は霧散しています。

ここに至って法第 174 条の「専門委員」と、規程の「連絡会」（実態を会議と述べる）を絡めて公開性や会議録の必要性を消し去る企てが透けて見えました。

部長が述べる「公平公正な第三者」も重要ですが、信じられる第三者との評価を得るには批判的な専門の学識経験を有する者を専門委員に選任し、さらに、公正との評価を得るための第一歩として公開は不可欠でしょう。

改善要望事項

一 規定は第 6 条の存在及び部長書面からその意を読むとき、法の趣旨を逸脱している疑念があることから法 174 条の法意に改めること。

二 「連絡会」を公開し、連絡会発言記録を作成して公開すること。

三 133 億円という莫大な市財の支出に関する事の重大性から考える時「専門委員」の設置ではなく、地方自治法 138 条の 4 の法律が定めるところの「附属機関」の設置が相応しく、その「附属機関」の設置・公開と会議録の作成を求める。

以上